

2026年度第1回「スタートアップ助成」に関するよくある質問 Q&A

1	申請者・申請団体の資格	
	(個人で申請する場合)	1～3頁
	(団体で申請する場合)	3～5頁
	(個人で申請するか、団体で申請するか、分からない場合) . . .	5頁
2	助成対象となる活動	6頁
3	助成対象経費、助成申請額、会計書類	6～8頁
4	申請できる件数、重複申請	8～9頁
5	提出書類「前年度の会計書類」(公募ガイドライン11頁) . . .	9頁
6	今後の公募予定	9頁

1 申請者・申請団体の資格

----- (個人で申請する場合) -----

Q1-1 個人で申請する場合、「過去3年間(2023年4月22日以降申請時点まで)に、申請する分野における公開活動の実績が1回以上あること」とありますが、**自分で主催した活動ではなく、他の主催者*から依頼されて行った活動は、実績として認められますか？**

A1-1 認められます。申請者自身が主催した活動ではなく、他の主催者から、出演、企画、公演制作等の依頼を受けて実施した活動でも、実績として認められます。

※主催者とは、申請する事業の内容及び財政の責任を負う個人・団体であり、かつ、チラシやウェブサイト等の広報媒体に、主催者として名義が記載されることが必要です。
スタートアップ助成には、申請する事業の主催者が申請を行ってください。

Q1-2 個人で申請する場合、**自ら主催した公開活動の実績がない場合**、申請はできますか。

A1-2 申請できます。都内都外を問わず、申請者自身が主催した活動が1回も無い場合でも、過去3年間に、申請する分野での公開活動の実績が1件以上あれば、申請することができます。その他の個人の要件については、公募ガイドライン4頁をご確認ください。

Q1-3 個人で申請する場合、「過去3年間(2023年4月22日以降申請時点まで)に、申請する分野における公開活動の実績が1回以上あること」とありますが、**東京都での公開活動の実績がありません。東京都以外でも実施した活動の実績があれば申請できますか。**

A1-3 東京都内での公開活動の実績がない場合も、申請する分野において、東京都以外での公開活動の実績が過去3年間(2023年4月22日から申請時点まで)に1回以上あれば申請できます。

その他の個人の要件については、公募ガイドライン4頁をご確認ください。

Q1-4 個人で申請する場合、「過去3年間(2023年4月22日以降申請時点まで)に、申請する分野における公開活動の実績が1回以上あること」とありますが、個人ではなく、**団体の一員として行った活動は、実績として認められますか。**

A1-4 認められます。例えば、劇団やダンスグループ、楽団、美術作家グループ等の**団体の一員として行った活動も、実績として認められます。**

Q1-5 これまで団体で活動していて、その後個人での活動になったので、**個人での主催実績はないのですが申請できますか？**

A1-5 申請できます。団体の一員として行った活動も、実績として認められます。その他の個人の要件については、公募ガイドライン4頁をご確認ください。

Q1-6 個人で申請する場合、「過去3年間(2023年4月22日以降申請時点まで)に、申請する分野における公開活動の実績が1回以上あること」とありますが、**在学中に、学内で行った活動は、実績として認められますか。**

A1-6 在学中に、学内施設を会場として用いた活動の場合、その活動が学内関係者や学生のみを対象として行われたものである場合は、実績として認められません。一方、その活動が、一般にも公開された活動（一般の人も参加・入場可能な活動）の場合は、実績として認められます。

Q1-7 個人で申請する場合、「過去3年間(2023年4月22日以降申請時点まで)に、申請する分野における公開活動の実績が1回以上あること」とありますが、**ウェブサイト上での公開活動でも実績になりますか。**

A1-7 ウェブサイト上での活動の場合、特定の人や特定の団体に対するものではなく、一般に公開されたものであれば、実績として認められます。一般の人が視聴できない特定の人や団体に向けて配信されたものは、公開活動の実績としては認められません。

Q1-8 個人で申請する場合、「申請する分野において、都内で自ら公開活動を初めて主催してから3年未満であること、又は、都内で自ら主催した公開活動の実績が5回以内であること。」とありますが、**申請者自身が主催した在学中の公開活動(学内事業)は、実績回数に含まれますか。**

A1-8 含みません。在学中に、学内施設を会場として申請者自身が主催した活動は、一般に公開した活動であっても、この要件における実績回数（5回以内）に含む必要はありません（除外）。

Q1-9 個人で申請する場合、「申請する分野において、都内で自ら公開活動を初めて主催してから3年未満であること、又は、都内で自ら主催した公開活動の実績が5回以内であること。」とあり

ますが、「3年未満」か「5回以内」のどちらか一方に当てはまれば良いということですか。

A1-9 どちらか一方に当てはまれば良いということです。両方とも満たしている必要はありません。

Q1-10 個人で活動する際の「活動名」が複数あり、事業によって使い分けています。すべて書く必要がありますか。

A1-10 「活動名」は申請する事業で主催者として使用する活動名を記入してください。但し、公開活動の実績において、ほかの活動名を使用している場合、ご自身の活動歴と確認できるよう資料を提出してください。

-----**(団体で申請する場合)**-----

Q1-11 団体で申請する場合、「過去3年間(2023年4月22日以降申請時点まで)に、申請団体として、申請する分野での公開活動の実績が1回以上あること」とありますが、**自ら主催した活動ではなく、他の主催者から依頼されて行った活動は、実績として認められますか？**

A1-11 認められます。申請団体自らが主催した活動ではなく、他の主催者から、出演、企画、公演制作等の依頼を受けて実施した活動でも、実績として認められます。その他の団体の要件については、公募ガイドライン4-5頁をご確認ください。

Q1-12 団体で申請する場合、**自ら主催した公開活動の実績がない場合**、申請はできますか。

A1-12 申請できます。都内都外を問わず、申請団体自身が**主催した活動が1回も無い場合でも、過去3年間に、申請する分野での団体としての公開活動の実績が1件以上あれば、申請することができます**。その他の団体の要件については、公募ガイドライン4-5頁をご確認ください。

Q1-13 団体で申請する場合、「過去3年間(2023年4月22日以降申請時点まで)に、申請団体として、申請する分野での公開活動の実績が1回以上あること」とありますが、**東京都での公開活動の実績がありません。東京都以外でも実施した活動の実績があれば申請できますか。**

A1-13 東京都内での公開活動の実績がない場合も、申請する分野において、東京都以外での公開活動の実績が過去3年間(2023年4月22日から申請時点まで)に1回以上あれば申請できます。その他の団体の要件については、公募ガイドライン4-5頁をご確認ください。

Q1-14 団体で申請する場合、「過去3年間(2023年4月22日以降申請時点まで)に、申請団体として、申請する分野での公開活動の実績が1回以上あること」とありますが、申請する団体としての実績がない場合、**代わりに、団体の構成メンバーの実績が1回以上あれば申請できますか。**

A1-14 申請できません。今回申請する団体としての実績が、過去3年間(2023年4月22日から申請時点まで)に1回以上あることが必要です。申請団体の構成員(メンバー)や、申請団体

を構成する団体に同様の実績があっても、申請団体自体の実績がない場合は、スタートアップ助成には申請できません。個人事業から法人化した団体の場合も同様で、申請する団体名での実績がない場合には申請できませんのでご注意ください。なお、提出いただく「過去の活動内容を示す資料」には、申請団体基本情報として登録した申請団体の正式名称と同一の名義を確認できるものを含めてください。

Q1-15 団体に申請する場合、「過去3年間(2023年4月22日以降申請時点まで)に、申請団体として、申請する分野での公開活動の実績が1回以上あること」とありますが、**在学中に、学内で行った活動は、実績として認められますか。**

A1-15 在学中に、学内施設を会場として用いた活動の場合、その活動が学内関係者や学生のみを対象として行われたものである場合は、実績として認められません。一方、その活動が、一般にも公開された活動の場合（一般の人も参加・入場可能な活動の場合）は、実績として認められます。

Q1-16 団体に申請する場合、「過去3年間(2023年4月22日以降申請時点まで)に、申請団体として、申請する分野での公開活動の実績が1回以上あること」とありますが、**ウェブサイト上での公開活動でも実績になりますか。**

A1-16 ウェブサイト上での活動の場合、特定の人や特定の団体に対するものではなく、一般に公開されたものであれば、実績として認められます。一般の人が視聴できない特定の人や団体に向けて配信されたものは、公開活動の実績としては認められません。なお、団体名でのウェブサイトが公開されていることのみをもって「公開活動」とは認めません。

Q1-17 団体（法人）で申請する場合、「団体設立から3年未満」とありますが、**法人格を取得する以前の団体活動の期間は、3年の中にカウントしますか。**

A1-17 カウントしません。申請時の法人格を取得した年月日が、3年未満（2023年4月22日以降、かつ公募開始日の前日まで）であれば、この要件を満たします（任意団体としての活動期間は、含みません）。

Q1-18 団体に申請する場合、「団体設立から3年未満」とありますが、**在学中に設立した団体の場合、在学中の活動期間は、この「3年未満」から除くことはできますか。**

A1-18 できません。団体の構成員が在学中に設立した団体の場合でも、団体を設立した日から3年未満（設立日が2023年4月22日以降、かつ公募開始日の前日まで）であることが要件です。

Q1-19 **任意団体でも申請できますか？**

A1-19 申請できます。任意団体（法人格のない団体）でも、「団体の要件」（公募ガイドライン4-5頁）を満たしていれば申請できます。

Q1-20 任意団体の本部事務所は、団体の代表者ではなく構成員の居住地でもよいですか？

A1-20 任意団体の本部事務所は、構成員の居住地とすることも可能です。その際は、申請フォームの「申請団体基本情報の登録」にある「本部事務所所在地確認書類」に記載いただくのは、当該構成員本人の住所が記載された証明書類（マイナンバーカード、住民票又は住民票記載事項証明書、運転免許証、健康資格保健書、各種福祉手帳等）となります。どの証明書類をご提出いただくか選んで「申請団体基本情報の登録」の「本部事務所所在地確認書類」の欄に入力し、その証明書類をアップロードしてください。また、団体所在地を記入する際は、番地、ビル名、部屋番号とともに「〇〇様方（居住する方のお名前）」まで省略せずにご記入ください。

Q1-21 事業を実施するときまでに団体（法人）を設立する予定ですが、申請時には任意団体です。設立予定の団体名での申請はできますか。

A1-21 申請できません。申請時に団体が発足していることが必要です。その他の団体の要件については、公募ガイドライン 4-5 頁をご確認ください。

Q1-22 法人格を変更してすぐの事業で申請を検討しています。「過去 3 年間(2023 年 4 月 22 日以降申請時点まで)に、申請団体として、申請する分野での公開活動の実績が 1 回以上あること」とありますが、変更前の団体としての実績があれば申請できますか。

A1-22 申請できません。申請時の法人格を有する団体としての実績が、過去 3 年間（2023 年 4 月 22 日から申請時点まで）に 1 回以上あることが必要です。その他の団体の要件については、公募ガイドライン 4-5 頁をご確認ください。

-----（個人で申請するか、団体で申請するか、分からない場合）-----

Q1-23 団体が主催する公演について、団体の個々のメンバーが、個人として申請することはできますか？

A1-23 できません。申請する事業の主催者が団体である場合は、団体として申請してください。

Q1-24 事務所に所属しているアーティストなのですが、申請は、アーティスト個人からになりますか、事務所からになりますか。

A1-24 申請する事業の主催者がアーティスト個人であれば、アーティストからの個人申請となります。主催者が所属事務所の場合は、所属事務所が団体として申請してください。

2 助成対象となる活動

Q2-1 実際の展示やパフォーマンスと、**オンライン公開を両方行う活動**は申請できますか。

A2-1 申請できます。詳しくは公募ガイドライン2頁をご確認ください。

Q2-2 **オンラインで無観客で行う活動**は、申請できますか？

A2-2 申請できます。但し、一般に公開される活動であることが条件です。

Q2-3 **ワークショップ事業**は申請できますか？また、**無料での活動**は申請できますか？

A2-3 一般に公開されるものであれば、ワークショップ事業も申請できます。無料の公開活動も申請できます。

Q2-4 **本助成で作成した作品やカタログを販売することはできますか？**

A2-4 本助成の対象経費により作成した作品等を販売することはできません。ただし、公募ガイドライン7頁「5. 助成対象経費と助成申請額」の「(1) 助成対象経費」の記載のとおり、一定の要件を満たした場合、有料頒布物（展示の図録等）に関する製作経費が助成対象経費（記録料）として認められる可能性があり、その場合に限り販売することができます。

Q2-5 **本助成で作成したものではないカタログ、CD 等の有料頒布物、作品等を販売することはできますか？**

A2-5 事業の資金調達手段として、本助成で制作したものではない有料頒布物、複製販売物、グッズ等の売り上げを収入として計上することは差し支えありませんが、その場合は本助成で制作したものではないことを申請書類上明らかにしてください。なお、展示物、制作物等の販売活動及び販売促進活動を主な目的とする事業、及び、美術作品の販売を含む事業は助成対象となりませんので、ご注意ください。

3 助成対象経費、助成申請額、会計書類

Q3-1 **リハーサルの際の交通費**は助成対象経費になりますか？

A3-1 申請事業の実施に必要なリハーサルのための交通費は、助成対象経費となります。但し、実績報告時にリハーサル交通費の会計書類を提出する際は、交通機関の利用者名、申請事業における利用者の役割、利用区間、利用料金、用途等を明らかにする書類の提出が必要になります。

Q3-2 **オンライン配信費は、予算書のどの費目**に計上すれば良いですか。

A3-2 「舞台料」に計上してください。助成対象経費となる費目については、公募ガイドライン 16 頁の「別表 助成対象経費一覧表」をご参照ください。

Q3-3 団体申請の場合、団体の構成員に支払う出演料を予算書に計上することは可能ですか？

A3-3 可能です。但し、「給与」として支払う場合は、予算書に計上できません。助成対象経費となる費目については、公募ガイドライン 16 頁の「別表 助成対象経費一覧表」をご参照ください。

Q3-4 個人申請の場合、自分の出演料や企画料・制作費等は予算書に計上できますか？

A3-4 計上できません（助成対象経費にも助成対象外経費にも計上不可）。個人申請の場合、どの費目においても、申請者本人への報酬を計上することはできません。

Q3-5 「助成対象経費」の項目か、「助成対象外経費」の項目かはどのようにすれば分かりますか？

A3-5 公募ガイドライン 16 頁の「別表 助成対象経費一覧表」にそれぞれの項目の記載がありますので、ご確認ください。

Q3-6 「スタートアップ助成」の補助率は、何割ですか。

A3-6 スタートアップ助成の助成上限額は、助成対象経費の合計額の範囲内、かつ、個人申請の場合は 30 万円、団体申請の場合は 100 万円です。

例えば、個人申請の場合、助成対象経費の合計額が 20 万円であれば助成申請額の上限は 20 万円、助成対象経費の合計額が 50 万円であれば助成申請額の上限は 30 万円となります。団体で申請する場合、助成対象経費の合計額が 80 万円であれば助成申請額の上限は 80 万円、助成対象経費の合計額が 120 万円であれば助成申請額の上限は 100 万円となります。

Q3-7 団体の場合、領収書の宛名はどうすればよいですか？

A3-7 申請時に申請団体基本情報として登録した申請団体の正式名称を宛名としてください。略称は基本的に認められません。

Q3-8 任意団体ですが、銀行口座がありません。その場合はどうすればよいですか？

A3-8 申請団体名義の金融機関口座、又は、申請団体の代表者名義の金融機関口座のどちらかが必要です。これらの口座のない団体には、助成金の交付を行うことができません。

Q3-9 事業終了後の会計報告の際、支払関係書類は、いくら分必要ですか？

A3-9 採択時の「助成金交付決定額」と同額分以上の支払関係書類（領収書等）が必要です。例えば、「助成金交付決定額」が 100 万円の場合、100 万円（消費税及び地方消費税に相当する額は

除く。)以上の支払関係書類が必要です。もし80万円(消費税及び地方消費税に相当する額は除く。)分の支払関係書類しか提出されない場合は、支払われる助成金額の上限は、80万円までとなります。

Q3-10 決算で黒字になった場合、助成金は支払われますか？

A3-10 実績報告時に提出する収支決算書上で黒字になった場合(収支決算書に記載の「事業者の自己資金」の欄がマイナスになった場合)は、相当額が助成金交付決定額から減額されます。

Q3-11 助成対象期間外に発生した経費は計上できますか？

A3-11 申請事業の実施に伴う必須の経費であることが客観的に明確な場合は、収支予算書に計上することができます。(例：リハーサルスタジオ利用料、稽古場利用料等)

4 申請できる件数、重複申請

Q4-1 アーツカウンシル東京の他の助成プログラムにも**同じ事業を申請**できますか。

A4-1 同一申請者が「スタートアップ助成」に申請する事業と同一の事業を、アーツカウンシル東京の他の助成プログラムと並行して申請することは可能です。但し、重複して採択されることはありません。なお、「東京芸術文化鑑賞サポート助成」については、重複して助成される可能性があります。

Q4-2 同一のテーマ、コンセプトの元で複数回のコンサートを行う**ひとつのシリーズ企画の場合、ひとつの事業として申請**できますか？

A4-2 申請できます。但し、一件として申請するシリーズ企画全体の実施期間が、対象となる事業の実施期間(2026年9月1日から2027年8月31日まで)に含まれていることが必要です。また、「スタートアップ助成」では東京都以外の国内で実施される事業の経費は助成対象となりません。東京都以外の事業が含まれる場合は全体にかかる経費については実施回数や規模で按分するなどし、都内での事業に該当する経費のみ計上してください。

Q4-3 **ひとつの団体が3つの異なる公演を企画している場合、スタートアップ助成に申請**できるのは何件ですか？

A4-3 申請できる件数は一件(ひとつの公演)のみとなります。

Q4-4 複数の個人や団体が主催する**ひとつの事業について、それぞれの個人や団体から申請**することはできますか？

A4-4 できません。ひとつの事業について申請できる件数は一件です。主催者間で協議の上、申請する個人または団体を決めてください。

Q4-5 今回の「スタートアップ助成」2026 年度第 1 回公募で**不採択となった場合**、同じ企画を、次の「スタートアップ助成」又はアーツカウンシル東京の他の助成プログラムに再度申請することはできますか？

A4-5 申請は可能ですが、同じ企画で再度申請を行う場合には、公募ガイドラインの審査基準等を参照いただき、企画の内容が申請する助成プログラムの趣旨に沿っているかどうかご確認のうえ申請いただくことをおすすめします。

5 提出書類「前年度の会計書類」(公募ガイドライン 11 頁)

Q5-1 任意団体ですが、提出書類の「前年度の会計書類」は、決まった書式がありますか？

A5-1 ありません。書式は任意です。前年度の団体の収入、支出及びその内訳等をまとめた収支決算書をご提出ください。

Q5-2 発足して間もない団体のため、「前年度の会計書類」がありません。その場合、なにを提出すればいいですか？

A5-2 申請受付開始日現在、まだ決算の実績がない団体は、申請団体、申請団体の構成員個人、又は実行委員会などの構成団体が、過去 3 年間に実施した申請する分野での公開活動の収支決算書を 1 件以上提出してください（青色申告等の税務書類の提出は不可です）。但し、構成員が関わった別の団体の会計書類や収支決算書は、認められません。

Q5-3 個人申請の場合、「前年度の会計資料」として、青色申告などを出す必要があるのでしょうか？

A5-3 必要ありません。個人申請の場合は、「前年度の会計資料」(公募ガイドライン 11 頁)の提出は不要です。

6 今後の公募予定

Q6-1 次の公募は、いつですか。また、助成対象となる事業の実施期間を教えてください。

A6-1 次回(2026 年度第 2 回)の公募は、2026 年 8 月下旬開始、助成対象となる事業の実施期間は、2027 年 1 月から 2027 年 12 月末の予定です。詳しい日程が決まり次第、アーツカウンシル東京のウェブサイトに掲示します。